

【注意喚起】眼科手術におけるトリパンプルーの使用について（第3報）

令和8年5月14日

日本眼科学会  
日本眼科医会  
日本眼感染症学会

昨年12月26日付で、日本眼科学会、日本眼感染症学会および本会より、トリパンプルーに関するご報告をいたしました。

[https://www.gankaikai.or.jp/news/detail2/\\_icsFiles/afieldfile/2025/12/25/20251224\\_trypanblue.pdf](https://www.gankaikai.or.jp/news/detail2/_icsFiles/afieldfile/2025/12/25/20251224_trypanblue.pdf)

その直後、厚生労働省より「トリパンプルー染色液が原因と推測される真菌による眼内炎発症事例について」と題する以下の文書が発出されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001625452.pdf>

本年3月4日には、新たなロット番号250716が本会に報告された旨を追加報告いたしました。このたび新たに241216、251022、251202のロット番号について報告を受けました。

現時点で真菌が検出された製品（真菌による眼内炎を発症した患者において使用されたことが判明しているもの、未開封のもの、開封済みのもの）のロット番号は以下のとおりです。

武藤化学株式会社

「0.4%トリパンプルー（品番33201）」

240617、241216、250219、250414、250508、250516、250610、250620、250716、  
250812、251022、251202

各医療機関におかれましては、より一層慎重に判断いただくとともに、医療用以外のトリパンプルーの使用をお控えください。また、既に当該製品を使用した患者に対しては、眼内炎発症の有無について適切なフォローアップを実施いただきますようお願いいたします。